別紙１

作業詳細

１　設置場所及び機器

(1)　設置場所

マイナンバーカードセンター

（札幌市中央区北３条西３丁目１−６札幌小暮ビル）

(2)　機器

種別	機種名等	型番
統合端末		
本体	ESPRIMO D7010/E（９台） ※富士通製	FMVD47003
照合情報読取装置	住基ネット用操作者認証装置（９台） ※富士通製	FAT13FPJL1
タッチパネル	17 型タッチパネルモニター超音波方式シングルタッチ（７台） ※フューチャーコネクト製	TD1701SBP
IC カードリーダライタ装置	非接触 IC カードリーダライタ PaSoRi（９台） ※ソニー製	RC-S380/S

２　Ｊ−ＬＩＳからの通知対応（業務仕様書「４（1）」）

作業に必要となる管理者権限パスワードは、契約締結後に別途通知する。なお、管理者権限パスワードは契約条項で定める秘密に該当するので、取扱いには十分注意すること。

(1)　Ｊ−ＬＩＳからアプリケーションソフトが配付された場合、１に示す機器について更新作業及び設定作業を行い、動作確認を行うこと。なお、Ｊ−ＬＩＳが配付するアプリケーションソフト等の仕様によっては、ＣＳと端末のバージョン差異により業務制約が発生する場合がある。この際には、連休等を利用した全機器への同時適用が求められる場合がある。全機器同時適用の要否は業務制約の内容によることとなるが、業務制約の詳細については、Ｊ−ＬＩＳからの通知内で個別に明らかになるため、都度本市へ確認・調整すること。

(2)　Ｊ−ＬＩＳからＯＳセキュリティ更新プログラム、サービスパック及びＪ−ＬＩＳ配付ソフトウェアの修正プログラム、パターンファイル等の適用指示があった場合、１に示す機器について、速やかに更新・適用作業及び設定作業を行い、動作確認を行うこと。

(3)　「２（1）、（2）」のほか、Ｊ−ＬＩＳからＯＳその他アプリケーションソフトの設定変更の指示があった場合、１に示す機器について設定変更作業を行い、動作確認を行うこと。なお、本市からの独自指示に基づく場合（業務仕様書「４（2）」）も同様とする。

(4)　上記に関連してシステムの環境変更作業が必要な場合は、これを行うものとする。

別紙１

３　管理者権限のパスワード変更作業（業務仕様書「４（2）イ」）

１０月を目安に年１回、管理者権限のパスワード変更を行うこと。新パスワードについては、作業の都度、本市から別途通知する。なお、変更対象は１に示す機器とする。

４　統合端末等設置及び設定状況チェック（業務仕様書「４（2）ウ」）

１に示す機器について、年に１度、設定等の点検作業を行い、結果を本市へ報告すること。また、設定の不正が発見された場合には本市と協議の上で修正すること。点検項目は以下のとおり。実施時期詳細については本市担当者と受託者において別途協議の上で決定する。別途本市から提示する「統合端末等設置及び設定状況チェック手順書（委託業者編）」を参照の上、受託者が手順書を作成し、本市の事前承認を得た上で作業すること。

対象	項番	点検項目	点検内容
端末	1	アクセス制限ツールの適用確認	業務 AP 起動用アカウントにアクセス制限ツールが適用されていること。
端末	2	ローカルファイアウォールの設定確認	ファイアウォールのルール設定が変更されていないこと。 コンピュータウイルスに感染していないこと。
端末	3	ユーザアカウントの確認	不要なユーザアカウントが登録されていないこと。
端末	4	フォルダ共有の確認	システム運用に不必要なフォルダの共有が行われていないこと。
端末	5	プログラム起動の確認	システム運用に不必要なプログラム・サービスが起動していないこと。
端末	6	ログオン失敗履歴の確認	ログオンイベントの監査が正しく設定されていること。不正アクセスの疑いのあるログオン失敗履歴が無いこと。
端末	7	ロックアウトの設定確認	アカウントロックアウトポリシーが適切に設定されていること。
端末	8	パスワードのポリシーの確認	パスワードのポリシーが適切に設定されていること。
端末	9	インストールソフトウェアの確認	管理外のソフトウェアがインストールされていないこと。
端末	10	ネットワーク設定の確認	ネットワーク設定が適切であること。
端末	11	機器構成の確認	管理外の機器が設置されていないこと。
端末	12	パスワードの表示確認	端末機等の周辺にパスワードが付箋等により表示されていないこと。
端末	13	ディスプレイ設置位置の確認	窓口カウンター（市民側）からディスプレイ表示が見えないこと。
端末	14	スクリーンセイバーの設定確認	スクリーンセイバーの起動時間及びパスワードの設定が適切にされていること。

別紙１

端末	15	ワイヤーロックの確認	端末機がワイヤーロックにより施錠され盗難防止対策が実施されていること。

５　ハードウェア障害への対応

１に示す機器のハードウェア障害の復旧に伴い、ＯＳ・各種ソフトウェアの再インストール等の設定導入作業が必要となる場合、本市担当者及び機器賃貸業者と調整の上、再インストール等の設定導入作業、動作確認等を行うこと。

通常業務時間外用の緊急連絡先を整備するなど、本市からの連絡後に速やかに作業を行える体制を整えること。また、統合端末に付属するタッチパネル障害への対応は、８時４５分から１７時１５分までの間は即時オンサイト保守を実施するものとする。ただし、当日中に対応不可能の場合は、翌開庁日の業務時間前を目安に対応するものとする。タッチパネル以外の端末機の障害については、この限りではない。

６　運用サポート

本業務に関連して、以下の運用サポート作業を行うこと。なお、運用サポート時間帯は、平日（土・日曜日、祝祭日、１２月２９日～１月３日の年末年始休日を除く）８時４５分から１７時１５分までとする。対応作業実施にあたっては、事前に本市と協議の上、承認を得ること。

(1)　１に示す機器におけるシステムの障害発生時の原因分析、対応方法の検討及び対応作業

(2)　Ｊ-ＬＩＳへの問い合わせ対応